

北里大学における人権侵害(ハラスメント)防止への取り組みについて

北里大学は、すべての学生が個人として尊重され、適正で快適な環境のもとで学業に専念できるよう、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、さまざまな人権侵害行為の防止と対策に取り組んでいます。この、本学の姿勢は『人権侵害防止宣言』および『人権侵害(ハラスメント)防止のためのガイドライン』において表明しています。

人権侵害(ハラスメント)とは？

学生は、教育・研究、その他の諸活動において、教員と学生、先輩と後輩、男性と女性といった異なった立場である他者との様々な人間関係の中で、学業に励んでいかなければなりません。

このような人間関係の中で、優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることを、一般的に「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「ジェンダー・ハラスメント」「ア

ルコール・ハラスメント」などと呼んでいます。

これらのハラスメントは、その行為内容により区別されていますが、複雑に絡み合って起こることもあります。

もし、あなたが、このようなハラスメントの被害にあったと感じ、精神的・身体的に苦痛で修学環境が悪化したり、学習・研究意欲を失ったときは、自分を責めたり、我慢をしないで、学内の相談窓口や信頼できる職員に相談するなど、事態が悪化しないうちに行動してください。

人権侵害(ハラスメント)に関わる相談と対応について

人権侵害(ハラスメント)と思われる行為に悩んでいたら、人権相談員にご相談ください。相談は、所属先やキャンパスに関係なく、あなたが相談しやすい人権相談員にすることができます。

相談内容は秘密を厳守し、関係者のプライバシーに十分配慮しながら、一緒に解決方法を考えていきます。解決できないときは、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会に調査・調停を依頼し、速やかに被害者の救済措置を図ります。

■人権相談員への相談は、次の手順で行ってください。

- ①相談窓口で電話、手紙、メール等でご連絡ください。お話を伺う日時や場所、対応する人権相談員を、あなたの希望に応えながら調整します。
- ②相談の際は、2名の人権相談員がお話を伺います。
- ③その後の対応は、相談の流れ(フロー)に従います。※右頁参照

【人権相談員への連絡方法(例)】

- 電話による場合 0120-797-148, 090-1662-1237(相談窓口専用) 平日9:00~17:00

相談者: ○○学部×××と言いますが、セクハラのことでも相談したいのですが…

相談窓口: 希望する時間や場所は、ありますか？

相談者: 月曜以外の4時以降に、相模原キャンパスで、女性の人権相談員を希望します。

相談窓口: わかりました。それでは、調整をして、こちらからお電話いたします。

- メールによる場合 jinkenso@kitasato-u.ac.jp(相談窓口専用)

人権相談窓口担当者 様

○○学部○年の×××と言います。

人権相談員○○さんに相談したいことがあります。木曜か金曜の午後、都合が良いです。

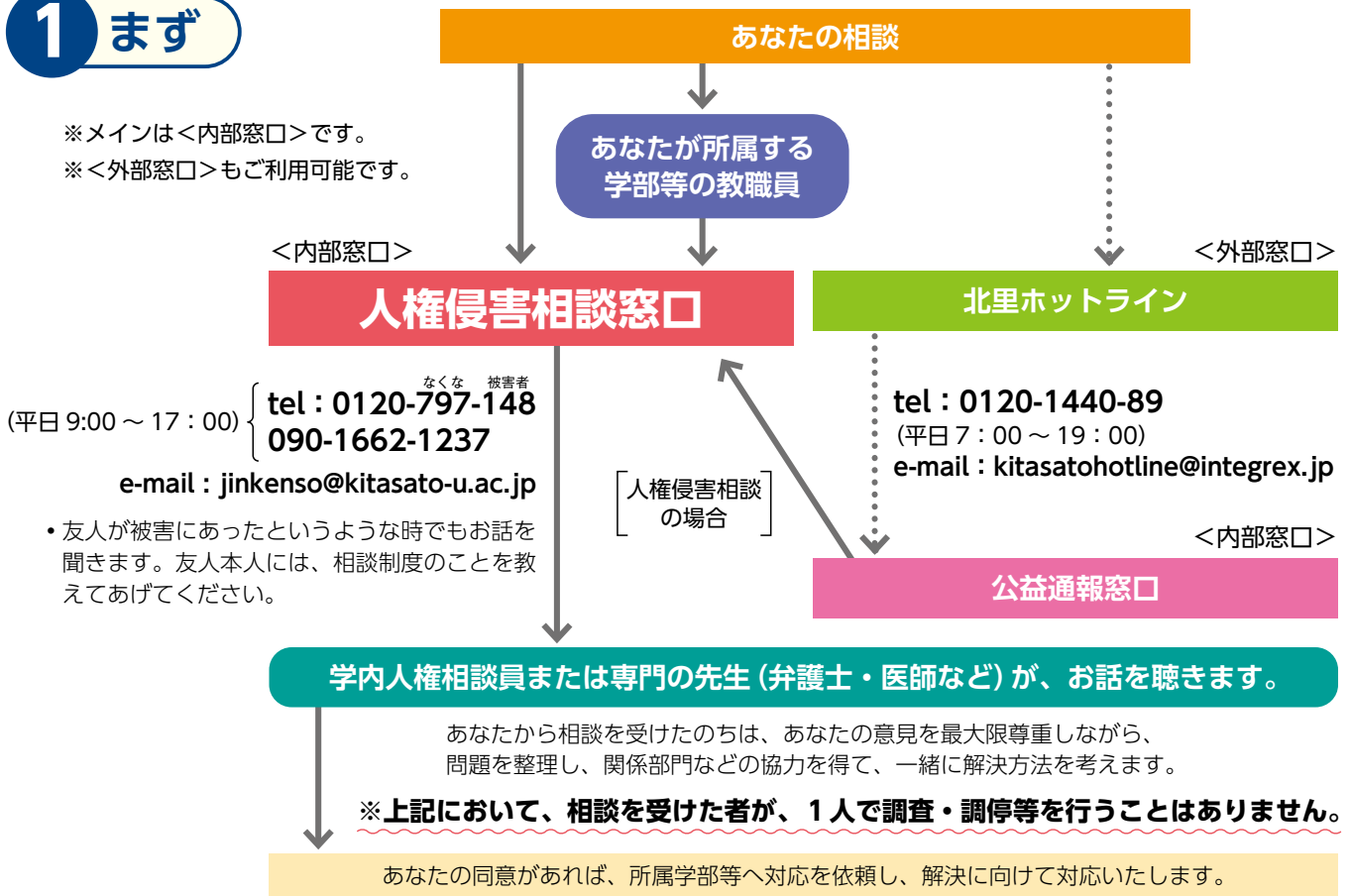
もう一人の人権相談員は、誰が良いかわからないので、お任せします。

※人権侵害防止相談員(人権相談員)については、学生便覧等に掲載した『北里大学における人権侵害(ハラスメント)防止への取り組みについて』、または本学ホームページにてご確認ください。

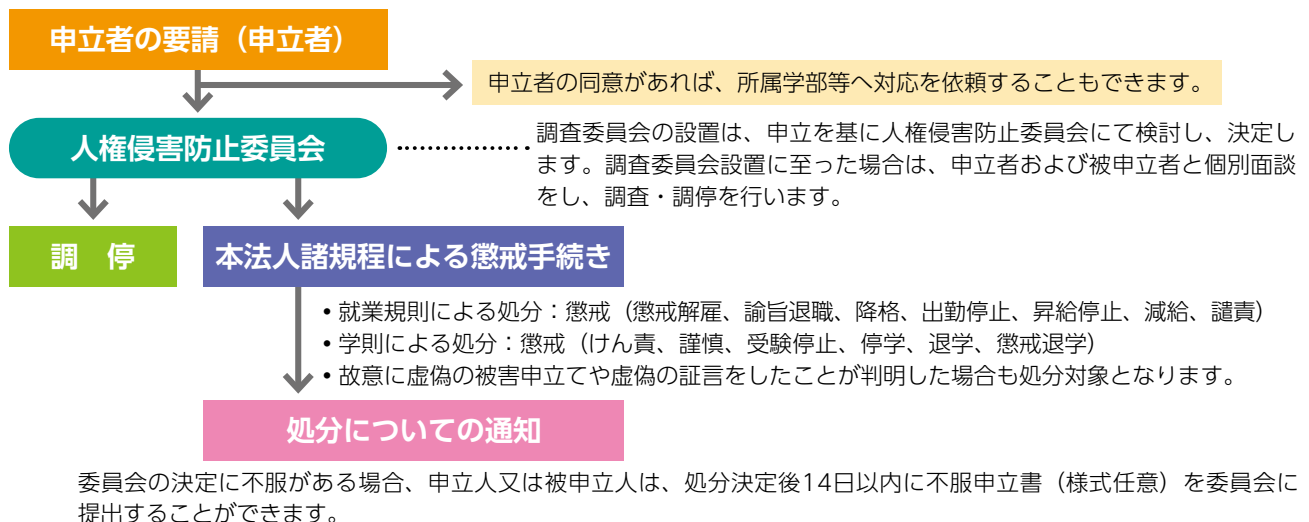
相談の流れ (フロー)

1 まず

※メインは<内部窓口>です。
※<外部窓口>もご利用可能です。



2 あなたが、望むなら



※すべての過程において、あなたのプライバシーは保護されます。

※重大な法令違反や非行等で、社会に及ぼす影響の著しい事案に関しては、上記の流れに関わりなく、理事長又は学長は、懲戒処分の手続きを取ることができます。

人権侵害 (ハラスメント) 防止への取り組みについての詳細は、学生便覧等をご覧ください。